
令和6年 第3回(定例)須恵町議会 会議録(第3日)

令和6年9月20日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年9月20日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第38号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 須恵町立認定こども園条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第48号 | 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第49号 | 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第50号 | 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第51号 | 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第15 | 議案第56号 | 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第57号 | 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第59号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第20 | 議案第59号 | 財産の取得について |
| 日程第21 | 委員会の閉会中の継続調査について | |
| 日程第22 | 議員の派遣について | |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 38 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 39 号 令和 5 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 40 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 41 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 42 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 43 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 44 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 46 号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 9 議案第 47 号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 48 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 49 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 50 号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 51 号 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 55 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 56 号 令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 57 号 令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 58 号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 59 号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 58 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 59 号 財産の取得について
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 22 議員の派遣について

出席議員（13 名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公 園 緑 地 課 長	世 利 昌 信	子 ども 家 庭 課 長	吉 川 聡 士
地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課 長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回追加された提出議案は、財産の取得2件でございます。うち1件は議会の追認議決を求めるものです。当初本会議で付託された議案を採決後、追加された議案について提案理由を説明し、文教厚生委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第39号から議案第44号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議案とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第38号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第38号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、補正予算の総額に歳入歳出それぞれ903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億1,013万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質

疑を省略し、これより議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第2. 議案第39号

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

日程第7. 議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第40号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第42号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○決算審査特別委員長（田ノ上 真） それでは、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について審査報告をいたします。

まず、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書14ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額121億6,009万5,519円、対前年度比0.5%減に対し、歳出総額118億7,189万5,517円、対前年度比0.7%の増で、歳入歳出差引額は2億8,820万2円です。

翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額20万8,000円を計上し、歳入歳出差引額から同額を差し引いた実質収支額は2億8,799万2,002円となり、黒字決算です。

ここからは、決算審査意見書の記述も参考に申し上げます。

この令和5年度の実質収支額から前年、令和4年度の実質収支を差し引いたところの単年度収支は8,075万5,000円の赤字になります。これに黒字要素の財政調整基金積立金1億375万4,000円を加えたところの実質単年度収支は2,299万9,000円の黒字となっています。

財政収支の均衡を示す指標としての実質収支比率は4.6%で、前年度に比して1.5ポイントの減少、これは、実質収支額が前年度に比べ8,075万5,000円の減であり、分母となる標準財政規模額は普通交付税及び標準税収入額等の増により、前年度に比べ2億2,810万5,000円増加しているためです。

歳入において大きいもの、自主財源では、町税が34億6,645万8,000円、前年度比4.7%、1億5,403万1,000円の増です。

寄附金5億3,815万9,000円は、ふるさと応援寄附金及び一般寄附金の減により、前年度比マイナス26.3%、1億9,209万4,000円の減収です。

繰越金4億3,062万6,000円は、前年度比11.9%、4,584万円の増です。

依存財源では、地方交付税22億3,041万6,000円、前年度比3.7%、7,864万8,000円の増、国庫支出金22億8,400万4,000円、前年度比1.2%、2,609万7,000円の増、県支出金9億8,510万6,000円、前年度比9.8%、8,803万7,000円の増、地方消費税交付金6億6,775万4,000円、前年度比マイナス0.2%、102万2,000円の減です。

町債は7億5,246万8,000円、前年度比46.1%、2億3,758万7,000円の増です。

自主財源の前年度比増減率は、マイナス9.3%、5億1,156万9,000円の減であり、歳入合計に対する構成比は41.1%で、4.1ポイントの減です。

依存財源の前年度比増減率は6.7%、4億4,818万円の増であり、歳入合計に対する構成比は58.9%、4.1ポイントの増でした。

自主財源の構成比が降下したのは、依存財源である地方交付税、国庫支出金、町債が昨年度に比べ7.4%増加し、自主財源である寄附金、（基金を振り替えた）繰入金が昨年度に比べ59.5%減少したことによります。

歳出です。性質別に主なものを申し上げます。

義務的経費として、人件費13億7,058万8,000円、前年度比増減率3.2%、4,208万8,000円の増、扶助費31億7,477万3,000円、前年度比増減率11.7%、3億3,192万3,000円の増など、義務的経費の計51億9,536万8,000円、歳出合計に対する構成比43.7%、前年度比増減率8.3%の増です。

投資的経費として、普通建設事業費 13 億 4,136 万 5,000 円、前年度比増減率 68.8%、5 億 4,662 万 5,000 円の増など、投資的経費の計 13 億 6,993 万 1,000 円、歳出合計に対する構成比 11.5%、前年度比増減率 68.6%の増です。

その他の経費として、物件費 22 億 2,842 万 2,000 円、前年度比増減率マイナス 5.8%、1 億 3,803 万 4,000 円の減、補助費等 12 億 8,035 万 1,000 円、前年度比増減率マイナス 8.8%、1 億 2,400 万 4,000 円の増、繰出金 14 億 2,111 万 1,000 円、前年度比増減率 4.8%、6,484 万 7,000 円の増など、その他の経費の計 53 億 659 万 7,000 円、歳出合計に対する構成比 44.8%、前年度比増減率マイナス 14.2%の減です。

歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性があり、健全な財政と言えます。令和 5 年度の構成比率は、前年度に比べ義務的経費及び投資的経費が増加し、その他の経費が減少していますが、依然として義務的経費のウエートは高く、財政の硬直化が続いているものと言えます。

令和 5 年度の特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計 2 億 7,302 万 8,000 円で 285 万 5,000 円の減、後期高齢者医療特別会計 1 億 2,240 万円で 318 万 6,000 円の増、公共下水道事業特別会計 3 億 2,061 万 6,000 円で 5,170 万 7,000 円の増、農業集落排水事業特別会計 3,450 万 1,000 円で 76 万 5,000 円の減額です。特別会計への繰出金の合計は 7 億 5,054 万 6,000 円で、前年度より 5,127 万 3,000 円の増額となりました。

令和 5 年度の地方債の借入額は 7 億 5,246 万 8,000 円でした。主なものは、第三幼稚園（仮称）改築事業債 3 億 7,550 万円、須恵第一小学校長寿命化事業債 1 億 6,710 万円、臨時財政対策債 5,176 万 8,000 円、文化会館舞台吊物改修事業債 4,250 万円です。また、年度末の地方債残高は 74 億 1,257 万 9,000 円であり、前年度に比べると 1 億 2,279 万 5,000 円増加しております。

経常収支比率は、前年度から 0.7 ポイント上昇して 91.6%です。比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富むとされますが、本町においては、近年、高い数値で推移していることが確認されます。これまでのような歳入構造からの脱却を図るとともに、歳出の抑制と自主財源の確保に努めなければ、今後も財政構造の硬直化が懸念されるものです。

本決算審査におきましては、地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和 5 年度事務事業分析・検証報告書の提出がありました。一般会計においては 166 事業についてのものでしたが、歳出の審査は事業別に着目して行いましたので、有益な資料として活用できました。

質疑として、歳入、20款諸収入、ボタ山土地賃貸借契約に係る違約金について、詳細を問うもの。答弁として、借地している事業者が契約書の文面にない構造物の設置を開発許可の届出なく行ったということで、違約金という形で協議を行い、現在は解決しているというものでした。

歳出。歳出質疑は主なもののみ事業別に申し上げます。

2款、行財政改革推進事業について、RPA導入事務の詳細を問うもの。答弁として、RPAは人がパソコンに対して行う入力手続手順をパソコンに登録し、最小の入力で自動的に実行させるもので、定型業務が劇的に効率化される。平成30年に導入して以来、毎年1業務程度増やして、職員の負担を軽減させるよう図っている。現在は、国民健康保険、後期高齢者医療保険の還付手続、住民税の無所得者申告などを行っているというものでした。

関連で、AIの導入について問うもの。答弁として、いまだ検討まで至っていない。しばらく時間がかかるというものでした。

同じく2款、ホームページ事業について、ホームページのアクセス数が減っているが、須恵町の発信力の弱体化を懸念して問うもの。答弁として、ホームページについては、コロナ禍のときにアクセス数が一気に増えた関係で、現在は減少している。発信力については、各課職員に対してもホームページの見やすさ、使いやすさ、また、公式LINE等の活用も踏まえて進めていくというものでした。

同じく2款、公用車管理事務について、EV車の導入を問うもの。答弁として、カーボンニュートラルの観点から令和7年度に数台導入する予定というものでした。

同じく2款ふるさと応援寄附金事業について、寄附金の件数を問うもの。答弁として、4万3,000件以上の寄附があったというものでした。

同じく2款オープンイノベーション戦略推進事業について、今後の事業量を考えると、現下の体制においては過重な負担と言えないか問うもの。町長の答弁として、人員は足りていないと思うが、人数以上のものを勘案して人材を配置している。外部のスタッフも入れた。今も最適な配置を検討しているというものでした。

同じく2款、基金管理事務について、有価証券の購入・運用の詳細を問うもの。答弁として、既に令和6年度から始めている。証券会社に依頼し、福岡県の発行する県債を10年債7%で運用している。総額3億円の購入というものでした。

同じく2款交通安全対策事業について、令和6年度交通事故の詳細を問うもの。答弁として、警察が発行している統計を記載している。その関係で、103件の全てが人身事故であるというものでした。

関連で、免許証の自主返納者の詳細を問うもの。答弁として、補助金の申請者は全体で284人、そのうち令和5年度新規の方で81人というものでした。

同じく2款、自治体DX推進事業について、マイナポータルを利用した行政手続オンライン申請数の詳細を問うもの。答弁として、同サービスは、マイナンバーカードを使用することで、手続がオンラインでできるようになるもの。約20業務ほどあるが、令和5年度は144件の利用で、前年度比600%。利用数は今後も伸びていくと思われる。さらに周知を図りたいというものでした。

同じく2款、町税収納事務について、収納の成果を問うもの。答弁として、町税の徴収、国保税の徴収も数字が上がり、成果が出ているものの、糟屋地区での収納率は下位に甘んじている。2年前から始めたファイナンシャルプランナー納税相談、昨年度から導入の預金照会の電子化により、滞納処分の件数も上がっている。これからさらに成果を上げていくというものでした。

3款、高齢者相談・見守り事業について、食事の利用者を問うもの。答弁として、弁当の提供については、65歳以上独居の在宅高齢者に提供するもので、1週間に7食まで。延べ327名が利用しているというものでした。

同じく3款、障害者相談・見守り事業について、緊急一時保護施設を問うもの。答弁として、3事業所と契約を締結している。一つは、篠栗町のケアホーム若杉。2つ目は、久山町のヒルンド久山。最後に、宇美町の希望学園。現在、須恵町の利用者はいないものの、発生すると受け入れてもらえるというものでした。

4款、母子保健事業について、電子母子手帳の導入を問うもの。答弁として、現状は情報収集にとどまっている。須恵町に合う活用を調査中であり、将来的には導入すべきという認識であるというものでした。

6款、農業振興事業について、須恵町の現状を問うもの。町長の答弁として、農地の所有者にとって何が有益か。農業従事者が減ってきている。農地を持っても耕作できない。農地は守りたいが、再考する時期に来ている。今後の総合計画の中で、農地の在り方も検討していきたいというものでした。

7款、プレミアム付商品券発行事業について、キャッシュレス商品券導入の効果を問うもの。答弁として、まず、キャッシュレスにしないと県からの補助金が来ないという事情もあり導入したが、事業者、利用者双方にサービスを使えない事例があった。全体的に見ると、スマホ教室などの開催効果もあり、キャッシュレス商品券も浸透し、よかったという報告を得ているというものでした。

関連で、実際に商工業の振興に寄与しているか効果を問うもの。答弁として、町内事業者が潤うとまではいかないが、浸透している。毎年、抽選を行うほど人気がある。続けていくべき事業というものでした。

9款、消防団活動事業について、減少傾向にある消防団員の確保を問うもの。答弁として、社

会情勢や生活環境の変化により、若い人の消防団活動に対する理解がなかなか持てない現状がある。ボランティアではなく、ある程度の報酬も与えられるよう検討しているというものでした。

10款、教育情報システム運用管理事業について、ICT教育の環境整備による、時間外労働の削減効果を問うもの。答弁として、令和5年度は前年度比マイナス8%、1人当たりにして平均3時間の減というものでした。

同じく10款、児童生徒指導対策事業について、不登校児童生徒増加の要因を問うもの。答弁として、不登校児童生徒は増えていて、全国的にも多い状況。本年度から県の児童生徒を取り巻く生活環境改善事業で、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーが須恵中学校を訪問して、不登校の要因等を研究している。3年事業で、今年が分析。分析してから減らしていきたいというものでした。

同じく10款、文化会館施設維持管理事業等について、施設利用の電子申請の導入を問うもの。答弁として、社会教育課が抱える10施設において申請者の来館を必要としており、住民サービスの視点から検討している。令和7年度の導入を目指しているというものでした。

同じく10款、図書館施設維持管理事業について、電子図書館の導入を問うもの。答弁として、全国的にも福岡県の自治体は導入率が高く、中でも糟屋地区1市7町では本町以外は導入済みの現状である。後発の利点を生かして、分析検証しながら導入したいというものでした。

同じく10款、スポーツ推進事業について、部活動地域移行の見通しを問うもの。答弁として、国から部活動の地域移行改革推進期間が定められていて、須恵町は令和8年度に土日の完全移行を目指している。令和6年度の10月から部活動地域移行のモデル事業を立ち上げ、検証する。令和7年度は、同事業を拡大し、令和8年度につなげるというものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第40号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書248ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額28億5,075万8,632円、歳出総額28億4,815万5,763円、歳入歳出差引額は260万2,869円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は454万71円の赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は93.5%、そのうち国民健康保険税が72.1%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

歳入の対前年度比較は、1款国民健康保険税は1,536万4,591円の減、増減率マイナス2.9%、4款県支出金は928万9,000円の減、増減率マイナス0.4%、5款繰入金は285万4,518円の減、増減率マイナス1%、6款繰越金は279万9,983円の増、増減率64.5%、7款諸収入は677万1,740円の減、増減率マイナス67%。

歳出は、1款総務費は113万6,010円の減、増減率マイナス4.3%、2款保険給付費は770万6,323円の減、増減率マイナス3.4%、3款国民健康保険事業費納付金は654万5,207円の減、増減率マイナス0.8%、8款諸支出金は1,127万3,153円の減、増減率マイナス56.1%となっています。

令和5年度の国民健康保険税の収納率は、一般被保険者が72.07%で、前年度比1.09ポイント増、退職被保険者が26.55%で、前年度比5.84ポイントの増となっており、全体では72.03%で、前年度より1.16ポイント増となっています。

不納欠損額は681万1,362円、前年度マイナス1,248万8,294円、人数にして77人、前年度マイナス40人となっています。

令和5年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が3,146万円、歳出が2,692万円のそれぞれ減となっております。

令和5年度の平均一般被保険者数は5,191人、団塊の世代の後期高齢者医療への移行により、前年度比較で327人減っております。被保険者数の減少と収納率の低下により、保険税収は前年度比較約1,537万円減少しています。

歳出では、被保険者数の減少により、保険給付費が約771万円減少しています。総医療費は減少しておりますが、1人当たりの療養諸費額は増加傾向となっております。

一般会計からの繰入金は、前年度比285万5,000円の減となっておりますが、これは、保険基盤安定繰入金（保険者分）、財政安定化支援事業繰入金の減によるものです。

1人当たりの療養諸費額は、前年度に比べ2万3,931円増加しており、7年連続して福岡県高医療費市町村に指定されるなど、医療費は常に高い状況にあります。今後も増加すると見込まれますが、医療費の削減のためには、長期的な計画で、かつ効果的な医療費適正化事業を推進していく必要があると思われます。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和5年度事務事業分析・検証報告書について、15事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の280ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額4億6,031万3,980円、歳出総額4億2,925万2,857円、歳入歳出差引額は3,106万1,123円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は398万4,961円で黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は99%、歳出合計額の予算に対する執行率は93.5%となっています。

歳入は、1 款後期高齢者医療保険料 3 億 1,018 万 5,725 円、歳入合計に対する構成比は 67.4%、3 款繰入金 1 億 2,240 万 340 円、歳入合計に対する構成比 26.6%、この 2 つで 94%と歳入の大半を占めています。

歳出は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 1,961 万 7,716 円、歳出合計に対する構成比は 97.8%が主なものです。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和 5 年度事務事業分析・検証報告書について、2 事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第 42 号令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書 298 ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額 10 億 9,379 万 7,039 円、前年度比マイナス 0.7%、754 万 9,910 円の減です。

歳出総額は 10 億 591 万 5,444 円、前年度比マイナス 8.1%、8,849 万 5,850 円の減です。

歳入歳出差引額は 8,788 万 1,595 円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は 8,094 万 5,940 円で黒字決算となりました。

令和 6 年度からの公営企業会計へ移行のため、令和 5 年度の決算は 3 月末日での打切り決算で、出納整理期間がないため、歳入歳出ともに例年の年度末の 4 月、5 月の 2 か月分が減少しています。

歳入の主なものは、1 款負担金等 2,119 万 9,900 円、2 款使用料等 3 億 1,231 万 920 円、3 款国庫支出金 8,880 万円、5 款繰入金 3 億 4,268 万 8,000 円、7 款諸収入 192 万 6,152 円、8 款町債 3 億 1,990 万円となっています。

調定額に対する収入済額の割合、収入率は 98.89%で、打切り決算の関係で低下しています。

歳出の主なものは、1 款総務費 2 億 2,131 万 4,540 円、2 款事業費 3 億 2,306 万 69 円、3 款公債費 4 億 6,154 万 835 円となっています。

町債の令和 5 年度借入額は 3 億 1,990 万円、償還未済額は 64 億 3,349 万 7,471 円です。

なお、下水道普及率は 81.52%です。町全域において人口が増加傾向にあり、今後も処理区域内の人口は増加する見込みにあるため、下水道普及率が低下しないよう推進していく必要があります。延伸については、国の補助金、また起債を有効活用して進めたいと望むものです。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和5年度事務事業分析・検証報告書について、10事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書322ページです。

実質収支に関する調書は、歳入総額6,289万4,072円、前年度比増減率マイナス3%、193万920円の減です。

歳出総額4,696万1,186円で、前年度比増減率マイナス23.3%、1,424万1,864円の減です。

歳入歳出差引額は1,593万2,886円となっており、実質収支額も同額です。

令和6年度からの公営企業会計へ移行のため、令和5年度の決算は3月末日での打切り決算で、出納整理期間がないため、歳入歳出ともに例年の年度末の4月、5月の2か月分が減少しています。そのため、令和5年度の実質収支は前年度に比べ1,231万944円の増であり、単年度収支も同額で、大幅増となりました。

調定額に対する収入済額の割合、収入率は99.87%で、前年度比0.1ポイント低下しました。

歳入の主なものは、2款使用料597万1,130円、3款繰入金3,450万1,000円、4款繰越金362万1,942円、6款町債1,880万円となっています。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費369万3,656円、3款公債費4,323万8,090円となっています。

町債の令和5年度借入額は1,880万円、償還未済額は2億8,787万3,164円です。

農業集落排水事業の計画進捗率は100%と完了しており、現在は、宅地開発に伴う公共柵設置工事、マンホールポンプ及び下水処理場の維持管理費、並びに起債の償還が主な財政需要となっています。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和5年度事務事業分析・検証報告書について、3事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書26ページをお願いします。

概況です。営業総括。令和5年度営業実績は、給水人口は2万9,134人、前年度から98人の減少でした。年間総配水量は278万2,521立方メートル、年間総有収水量は265万421立方メートル、有収率は95.25%、水道普及率は99.63%でした。

建設改良事業の総括。配水施設改良工事は、佐谷地区20工区、水道管切替え工事ほか5件を施工し、浄水施設改良工事は、須恵ダム導水管改良工事を施工しました。

経理総括。収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億3,643万6,440円に対し、同費用は5億3,019万9,498円で、差引き1億623万6,942円の黒字となりました。その結果、当年度未処分利益剰余金は9億6,195万603円となりました。

資本的収支では、収入2,283万5,450円に対し、支出は1億7,826万4,046円、差引き1億5,542万8,596円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金1億4,463万2,096円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,079万6,500円で補填されました。

27ページをお願いします。

経営指標に関する事項では、令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、給水申込加入金の増加に伴うその他営業収益の増加により、前年度比6.4ポイント増の121.1%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比3ポイント増の112.1%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っています。

管路更新については、主に下水道整備に合わせて更新を実施しており、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行っていくとしています。

今後も、経営の効率化、合理化を図りながら、将来にわたり良質な水道サービスを安定的に供給できる運営の確立に向け、なお一層努められることを期待します。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、令和5年度費用分析・検証報告書について、11項目の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。議案第39号から議案第44号までについては全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第39号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４０号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４０号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４０号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４０号令和５年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４１号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４１号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４１号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４１号令和５年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４２号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４２号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４２号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４２号令和５年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４３号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４３号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４３号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４３号令和５年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４４号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４４号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４４号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４４号令和５年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第８．議案第４６号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第46号須恵町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第46号須恵町立認定こども園条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

提案理由としまして、令和6年10月1日に須恵町立認定こども園須恵みなみ幼稚園を開園することに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定に基づく幼保連携型こども園として、須恵町立認定こども園を設置するに当たって必要な事項を定めるものです。

4ページをお願いいたします。

附則第1条で、この条例は令和6年10月1日から施行することとしております。

附則第2条の準備行為は、この規定を置くことにより、本議案が可決された場合、条例が発行する予定である10月1日以前においても入園に関する手続等が行えるようにするものです。

附則第3条については、町立須恵南幼稚園がなくなるため、須恵町立学校設置条例中にある同園の文言を削除するものです。

附則第4条については、町立幼稚園がなくなることに伴い、教諭職がなくなり、保育教諭となることから、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

附則第5条及び第6条については、町立幼稚園がなくなることに伴い、不要となる条例を廃止するものです。

附則第7条については、第6条で須恵町幼稚園・保育所一元化審議会を廃止することに伴い、須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号須恵町立認定こども園条例の

制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9．議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第47号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第47号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、須恵町校区コミュニティセンターに須恵町すこやかコミュニティセンターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要があるが生じたので提案するものです。

3ページを、新旧対照表をお願いいたします。

別表1に、須恵町すこやかコミュニティセンターの名称と位置の福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵964番地3を追加するものです。すこやかコミュニティが9月末に完成予定のため改正するものです。

2ページをお願いいたします。

附則として、この条例は令和6年10月1日から施行するとしています。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） ただいま委員長の報告がありましたが、すこやかコミュニティではなくて、コミュニティセンターでございますので、よろしくお願いします。

委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩をします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時08分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第48号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第48号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページをお願いします。

提案理由です。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年7月31日に公布され、令和6年11月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

詳細については、3ページ、新旧対照表で説明します。

本条例の第3条第2項では、支給対象者の所得が限度額を超過した場合に、ひとり親家庭等医療費の支給対象者から除外することを規定しております。この条例で引用している児童扶養手当法施行令において、所得の限度額が引き上げられる改正が行われたため、これによって須恵町ひとり親家庭等医療費の対象者の父子家庭の父、母子家庭の母の判定所得限度額も引き上げられることになります。

今回の改正により、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項及び第8項が削除されたことによる項ずれが生じておりますので、第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8項中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改めるものでございます。

2ページに戻っていただいて、附則です。第1項で、この条例は、令和6年11月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するとし、第2項で、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができるとしています。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません。

か。——討論なしと認めます。よって、議案第４８号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第４８号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４８号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１１．議案第４９号

○議長（松山 力弥） 日程第１１、議案第４９号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。１１番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第４９号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

１ページをお願いします。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和６年８月１４日に公布され、令和６年１２月２日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

詳細については、３ページ、新旧対照表で説明します。

令和５年６月９日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において、国民健康保険法が改正され、令和６年１２月２日からマイナンバーカードと被保険者証とを一体化し、従来の被保険者証を廃止することが決定されました。

第１１条では、国民健康保険法の罰則に関する規定を引用しております。

被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法第９条で規定している被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、第１条に規定している被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものです。

第１１条中「第９項」を「第５項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

なお、「第９項」を「第５項」に改めますのは、法改正による第９条第５項から第８項までが削除されたことによる項ずれが生じたことによるものです。

2 ページに戻っていただいて、附則です。第 1 項で、この条例は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行するとし、第 2 項で、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとしています。

質疑において、マイナ保険証における被保険者証の資格情報についての質疑に、被保険者証の資格についての情報は、基本的にはオンラインでつながっており、即時反映されますが、データの切替えによるタイムラグが 1 日から数日生じる場合がありますとの答弁がありました。

マイナ保険証への切替えに関する問合せ状況についての質疑に、今年の被保険者証の発行時に、1 2 月 2 日以降、保険証の廃止以降の取扱い、経過措置で来年まで使用できることなどをお知らせしているので、現時点での問合せは多くないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 4 9 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 4 9 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 4 9 号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 5 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 5 0 号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。1 0 番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第 5 0 号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

1 ページをよろしくお願いします。

提案理由は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 1 2 月 1 4 日公布され、令和 5 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正内容は、現状適正化を図るため、令和 3 年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地

価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を適用するため、一部改正を行うものです。

5 ページをお願いします。

それぞれ定めています占用料について、国が定める額に準拠し、8 ページまでの項目について、現行の占用料を改正案の占用料に改めるものです。

4 ページをお願いします。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第51号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第51号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1 ページをお願いいたします。

提案理由としまして、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例に、保育の実施基準に係る事項を規定したことに伴い、保育の実施に関し必要な規定を統一したため、当該条例を廃止する必要が生じたので提案するものです。

この条例は、町内に居住する児童を保育所において保育を実施するに当たって、保育の実施基準や入所の承諾・不承諾などを定めた条例ですが、国が子ども・子育て支援法施行規則において統一した基準を定めたことにより、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を制定したため、本条例を廃止するものです。

2 ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14．議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） それでは、議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,803万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,816万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、主なもの。歳出、2款1項、在留外国人支援事業について、日本語教室参加者の詳細を問うもの。答弁として、20人を超える参加者のうち、多くはベトナム国籍の方。インドネシアの方も増えてきている。男女は大体同数で、20代が多いというものでした。

2款3項、戸籍事務について、戸籍事務量の増加を問うもの。答弁として、戸籍証明書のコンビニ交付比率は、ここ数年来の増加傾向。加えて、法改正により、これまで本籍地でしか取得で

きなかった戸籍証明書が最寄りの役所で交付できるようになった。この広域交付が全体の交付量を押上げているというものでした。

7 款 1 項、観光振興事業について、岳城展望パノラマ看板の詳細を問うもの。答弁として、登山客の要望に応え、岳城展望台のあずまやそばに設置する。展望できる風景と地名をパノラマ状に看板に図示して、眺望を楽しめるようにするというものでした。

8 款 4 項、公園維持管理事業について、事業の詳細を問うもの。答弁として、新原日の出集会場公園のネットフェンスの交換、また、新生公園のあずまやを解体撤去するというものでした。

10 款 1 項、教育情報システム運用管理事業について、学校のネット環境不調を問うもの。答弁として、不調の原因を究明するために委託料を計上している。判明した原因によっては、新たに工事が必要になることも考えられるというものでした。

10 款 3 項、須恵中学校維持管理事業について、シロアリ被害の詳細を問うもの。答弁として、シロアリが発生した体育倉庫及び多目的室は、独立した建物なので、本校舎の調査は行っていない。工事については、消毒作業と被害に応じて部材の交換工事を行うというものでした。

関連して、近隣民家に対して、学校からシロアリが発生したことからの注意喚起は行っているか問うもの。答弁として、行っていない。発生原因も特定できないし、それぞれが消毒等の対策を取っている認識でいるというものでした。

10 款 5 項、社会教育推進事業について、10 月から行われるモデル事業における部活動指導員の待遇を問うもの。答弁として、モデル事業期間は、1 回当たりの指導を日当として積算した額を予算計上している。完全移行後は時給計算になり、福岡県の最低賃金を考慮した金額になる。会計年度任用職員の取扱いになると思われるというものでした。

10 款 6 項、その他体育施設管理運営事業について、老朽化したあおば会館の建て替えを問うもの。答弁として、今回計上した防水改修工事は、6 月 20 日の降雨により大量の漏水が発生したことから、緊急対応で行うもの。改修計画に基づいたものというより、利用に支障が生じているので対応するというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第 55 号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 55 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 55 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 . 議案第 5 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 5、議案第 5 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11 番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 5 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8, 6 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項、款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

事項別明細書 6 ページ、7 ページをお願いします。歳入です。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 4 0 万 6, 0 0 0 円を増額して 1 億 3, 8 8 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。1 節事務費繰入金 4 0 万 6, 0 0 0 円を増額補正で、歳出の職員人件費の増額に伴い、一般会計からの人件費分の事務費繰入金を増額するものです。

続いて、歳出です。8 ページ、9 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4 0 万 6, 0 0 0 円を増額して 1, 0 0 4 万 5, 0 0 0 円とするものです。職員人件費、職員手当等 4 0 万 6, 0 0 0 円を増額補正は、人事異動により予算積算時と対象職員が変わったことによる職員人件費の増額補正です。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 5 6 号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 5 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 5 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 6 . 議案第 5 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 6、議案第 5 7 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第

1号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) 議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出。第1款第3項特別損失、補正額244万円を増額し、補正後の額を264万円とするものです。

水道事業会計補正予算実施計画内訳書2、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出、支出です。1款水道事業費3項特別損失1目過年度損益修正損、補正額244万円の増です。節、過年度損益修正損は、令和5年度に過誤納付された給水申込加入金返還分です。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第58号

○議長(松山 力弥) 日程第17、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長(吉本 孝治) 議案第58号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、須恵第二小学校食器食缶洗浄機1台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、641万3,000円。契約の相手方、福岡県福岡市博多区昭南町3丁目1の13の105、太平調理機株式会社代表取締役平山操。

提案理由として、須恵第二小学校の食器食缶洗浄機が故障したことに伴い、当該機器を更新するため提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第58号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号を文教厚生委員会に付託します。

日程第18. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第59号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案第59号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、小学校教師用教科書指導書。取得の方法、特命随意契約。取得価格、1,598万2,710円。契約の相手方、福岡県糟屋郡志免町志免1丁目14-5、有限会社尾崎堂書店代表取締役尾崎美日野。

提案理由として、教科書が改定されたことに伴い、質の高い授業を継続して展開させる目的で、上記財産を取得したことについて追認を求めるものでございます。

本来ならば、議決を付すべき案件でございましたが、認識不足により議決を経ずに契約を締結しておりました。改めておわび申し上げ、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託します。

ここで文教厚生委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を午後1時といた

します。暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第19．議案第58号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第58号財産の取得について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、須恵町第二小学校食器食缶洗浄機1台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、641万3,000円。契約の相手方、福岡県福岡市博多区昭南町3丁目1-13-105、太平調理機株式会社代表取締役平山操。

提案理由として、須恵第二小学校の食器食缶洗浄機が故障したことに伴い、当該機器を更新するため提案するものです。

5社による入札の結果、落札率70.96%、9月10日に仮契約を締結し、今議会において議決されれば本契約となります。

質疑として、食洗機は特注かとの質疑に、特注ではないが、在庫があるわけではない。発注してから2か月かかるとの答弁がありました。

2か月間はレンタルなどの代替機の検討はとの質疑に、検討はしたが、撤去、設置、また撤去と金額がかかるとの答弁でした。

洗浄の人員、追加金額についての質疑に、委託業者の中村学園で対応しており、人が足りない分を他町で契約切れの人員を回してもらおう対応について打診している。追加金額についての要望

はないが、1時間から1時間半、手洗いが増加しているので、要求があれば配置不足の今までの人件費で相殺を検討しているとの答弁でした。

故障の予兆はあったのか、また、メンテナンスは行われているかとの質疑に、予兆はあったので、昨年度、今年度、予算要求はあったが、修繕を1回しており、作動していたので様子を見ていたところ、7月16日に動かなくなったとの答弁がありました。メンテナンスは行っていない、業者が現状を見るにとどまっているとの答弁でした。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第58号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第59号財産の取得について（追認）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第59号財産の取得について（追認）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、小学校教師用教科書指導書。取得の方法、特命随意契約。取得価格、1,598万2,710円。契約の相手方、福岡県糟屋郡志免町志免1丁目14-5、有限会社尾崎堂書店代表取締役尾崎美日野。

提案理由として、教科書が改定されたことに伴い、質の高い授業を継続して展開させる目的で、上記財産を取得したことについて追認を求めるものでございます。

予定価格が700万円を超える動産については、議会の議決を経て取得をしなければなりません。しかし、この案件については、議決を経ずに買入れを行っているとのことでした。

このままの状態であれば契約の無効となりますので、遡及してその事実を認める追認をお願い

したいとのことです。

追認することで、議決を欠くという瑕疵は治癒されるという判例に基づきます。

質疑として、教科書の内容を問う質疑に、先生が指導する説明などが朱書きしてあるとの答弁がありました。

金額は統一かとの質疑に、単価が固定されており、冊数を掛けた金額となるとの答弁。

中学校での購入についての質疑に、令和3年度、2つの中学校を600万円を超えていない。今後は各学校ごとの予算で一括契約していくのか近隣市町を見ながら検討していくとの答弁がありました。

教科書は、先生の指導学年が変われば譲るのかとの質疑に、個人の物ではなく、学年の共有の所有となるため、指導学年が変わっても所有の学年で使用するとの答弁でした。

デジタル時代、アカウントでの購入はできないのかとの質疑に、デジタルは1人1アカウントが必要で、高額であり、アカウント共有は法的にできないとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号財産の取得について（追認）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より水道スマートメーターについて、文教厚生委員会より共生のまちづくり推進協議会について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

日程第２２．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第２２、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第４２条の２の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、９月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、１時２５分より全議員で議会報告会のリハーサルを特別会議室及び第１、第２委員会室で開催します。

また、リハーサル終了後、広報特別委員会を第３委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

この後、糟屋地区議長協議会によります議員表彰の伝達式を行いますので、閉会后そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和６年第３回須恵町議会定例会を閉会します。

午後１時１２分閉会
